

2025 年 12 月 24 日
団体年金事業部

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令等の公布について

12月19日(金)に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」および「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(政令第 430 号)
- 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令(政令第 431 号)

<https://www.kanpo.go.jp/20251219/20251219g00277/20251219g002770004f.html>

あわせて、関連するパブリック・コメントの結果が公示されています。

- 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250311&Mode=1>

- 確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250261&Mode=1>

これにより、6月20日に公布された「年金制度改正法」¹の規定のうち、「マッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止」することについて、2026年4月1日に施行されることとなりました。

関連して、確定拠出年金法施行令が改正されています。具体的には、企業型年金加入者掛金の額の変更回数の制限(企業型掛金拠出単位期間につき1回に限る)の例外規定の内容が以下の通り改正されています。これにより、改正前の規定は例外規定から除外される(1回分に数える)こととなります。

(改正前)事業主掛金を引き下げることで「事業主掛金<企業型年金加入者掛金」となる場合に、企業型年金加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合

(改正後)事業主掛金を引き上げることで「事業主掛金+企業型年金加入者掛金>拠出限度額」となる場合に、当該合計額が拠出限度額を超えないように変更する場合

¹ 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)

【確定拠出年金法施行令の改正内容】

改正後	改正前
<p>(企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件)</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号(法第五条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き上げられることにより当該事業主掛金の額と企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>五～十三 (略)</p>	<p>(企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件)</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号(法第五条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>五～十三 (略)</p>

以上